

長野大学授業料減免に係る審査基準

1 対象としない者

(1) 授業料減免の申請の前年度までに取得した単位数が、下表の条件に達しない者については、授業料減免の対象としないものとする。ただし、自然災害等罹災の場合はこの限りではない。

学年	単位数の条件
1年次	なし
2年次	1年次終了までに36単位以上を修得していること
3年次	2年次終了までに72単位以上を修得していること
4年次	3年次終了までに108単位以上を修得していること
編入3年次	2年次終了または3年次編入時点で62単位 [*] 以上を修得していること
編入4年次	3年次終了までに98単位以上を修得していること

※編入生は読替単位も含む

(2) 上記のほか、長野大学の名誉を著しく傷つけた者、授業料の減免等に係る学期の前1年以内に懲戒処分を受けた者その他、審査の際に学生支援センター運営委員会が不相当と認める者は、授業料減免の対象としない。

2 減免額と基準

(1) 授業料減免の額は、全額、4分の3、半額、4分の1とし、次に掲げる基準とする。

・全額

- ① 天災その他の災害により生計支持者が死亡もしくは行方不明のとき
- ② 天災その他の災害により家屋が全壊もしくは流失等全壊と同程度の被害状況のとき
- ③ 生計支持者が死亡したとき
- ④ 生活保護世帯
- ⑤ 住民税非課税世帯

・4分の3

- ⑥ 天災その他の災害により家屋が大規模半壊もしくはこれと同程度の被害状況のとき

・半額

- ⑦ 天災その他の災害により家屋が半壊もしくはこれと同程度の被害状況のとき
- ⑧ 生計支持者の長期の疾病、生業の不振または失業等により、別表第1に定める額のとき

・4分の1

- ① 天災その他の災害により家屋が一部損壊もしくはこれと同程度の被害状況のとき
- ② 生計支持者の長期の疾病、生業の不振または失業等により、別表第1に定める額のとき

(2) 所得基準

授業料の減免については、認定所得額（世帯員（生計を一にする者全員をいう。以下同じ）全員の所得（営業所得等の場合は総収入金額から必要経費を控除した額をいう。給与所得の場合

は給与所得控除後の金額をいう。公的年金等の場合は公的年金等の収入から公的年金等控除額を控除した額をいう。以下同じ。)の合計額から、特別控除額(独立行政法人日本学生支援機構業務方法書別表第3の特別控除表により算出した額をいう。以下同じ。)を控除した額をいう。以下同じ。)が別表第1の世帯員数の区分に応じた認定所得額に満たない場合に適用する。

(3) 人物

学習活動及びその他学生生活全般を通じて、態度や行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みのある者であること等を考慮するものとする。

3 減免適応期間

この基準に基づく授業料の減免を適用する期間は当該年度の1年間とする。ただし、災害および生計支持者の死亡等により緊急対応が必要な場合は、申請日の属する学期から1年間とする。

別表第1 世帯員数の区分に応じた認定所得額（日本学生支援機構の基準を準用）

(単位：万円)

世帯人数	貸与種別	半額減免となる 認定所得額	1/4 減免となる 認定所得額
	1	94	139
	2	148	198
	3	171	212
	4	186	229
	5	201	239
	6	212	250
	7	220	262
8人以上は1人増す毎に7人の収入の収入基準額に右の金額を加算		8	12

○審査基準

給与所得の控除額（日本学生支援機構の基準を適用）

(A)

年間収入金額	控除額
400万円以下の場合 (ただし、収入金額が268万円未満の控除額は収入金額と同額である)	年間収入額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合 (ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円である)	年間収入額×0.4
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

備考

減免を受ける者の生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得者が一人の場合を含む）にあつては(A)表を、少ない者にあつては(B)表を適用する。なお、年間収入金額が同額の場合についてはいずれか一方の者が(A)、他の者は(B)を適用する。

特別控除額（日本学生支援機構の基準を適用）

単位：万円

区分	特別の事情	特別控除額					
	(1)母子・父子世帯	99					
世帯を対象とする控除	(2)就学者のいる世帯 (就学者1人につき)	小学校		31			
		中学校		46			
				自宅通学	自宅外通学		
		高等学校		国・公立	39	69	
				私立	88	118	
		高等専門学校		国・公立	1～3年	39	69
					4・5年	43	72
				私立	1～3年	88	118
					4・5年	87	116
		大学		国・公立	74	121	
	私立			133	180		
	専修学校		高等課程	国・公立	39	69	
				私立	88	118	
			専門課程	国・公立	36	81	
私立				102	147		
	(3)障害がある人がいる	障害がある人1人につき			99		
	(4)長期療養を要する人がいる	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
	(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 但し、71万円を限度とする。					
	(6)震災、風害等災害または盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入源になると認められる年間金額					
本人を対象とする控除	大学	国公立	(自宅通学) 23 + 授業料年額 58 (自宅外通学) 70 ※県内出身者を自宅通学として算出し、県外出身者を自宅外として算出する。				

